

# はじめに

連結納税制度は抜本的な見直しが行われ、令和4年（2022年）4月1日以後開始事業年度から「グループ通算制度」に衣替えします。平成14年（2002年）に創設された連結納税制度は、国内の100%企業グループを1つの法人とみなして親会社がグループ全体の法人税の申告と納付を行う制度であり、グループ内の損失を共同利用する損益通算等のメリットがあることから、グループ内の組織再編を後押しするなど、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきました。一方で、税額計算の煩雑さや税務調査後の修正に期間を要すること等の事務負担を理由に制度を選択しない法人も多く存在しています。グループ通算制度は、グループ内法人間の損益通算や外国税額控除及び試験研究費控除のグループ調整計算は維持しつつ、申告・納付は各法人が個別に行う仕組み（個別申告方式）に制度を簡素化し、修正があった場合の他のグループ会社への影響を遮断する仕組みを導入するなど、企業における事務負担の軽減や課税庁の事務負担等の増加等に対応する制度として設計されています。ただし、組織再編税制への整合性や租税回避を防止する観点から含み損等の利用を制限する措置の追加や個別申告方式に移行することを踏まえて親会社の制度適用前の欠損金は子会社と同様に自己の所得の範囲内のみ控除できる特定欠損金となる等、連結納税制度と比べて不利となる可能性のある制度も設けられています。

この新制度の施行までの間に、従来から連結納税を適用していたグループは新制度に移行するか、停止するか、あるいは連結納税を適用していなかった法人が新たに新制度を適用するか、このまま単体申告のままとするかについて検討を進めることになると思われる

す。

本書では、グループ通算制度の仕組みとポイントを解説するとともに、いくつかの事例において有利・不利の判定シミュレーションを行い、制度適用の判断材料を提供しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、あらゆる事業領域に対して大きな影響を与えています。複数の事業を展開している企業グループでは、グループ全体の税負担の適正化を追求していくうえで、新制度の選択はグループ経営の経営課題の1つになると考えられます。実際に多くの企業がすでに連結納税の先行適用を含め、令和4年度からの新制度の適用開始を想定した準備を進めています。

ますます複雑化していく法人税制の中で、本書がグループ経営に携わる皆様のお役に立てることを心より願っています。

最後になりますが、本書の刊行に当たってご尽力いただいた株式会社日本法令の竹渕学氏に感謝致します。

2021年6月

EY 税理士法人  
執筆者一同

# 目次

## 第Ⅰ章 連結納税制度からグループ通算制度へ ～抜本改正の背景

- 1 制度改正の趣旨・背景……………2
- 1 事務負担の軽減を図る観点からの簡素化……………2
- 2 経営形態の選択に対する中立性……………2
- 2 連結納税制度との比較……………5

## 第Ⅱ章 グループ通算制度の基本的仕組み

- 1 適用法人……………14
- 1 通算制度の適用を受けようとする場合……………14
- 2 完全支配関係と通算完全支配関係……………15
- 3 通算親法人となることができる法人……………15
- 4 通算子法人となることができる法人……………17
- 5 経過措置……………19

<b>2</b>	<b>適用方法</b> .....	20
<b>1</b>	通算承認を受けようとする場合（原則）.....	20
<b>2</b>	親法人の設立事業年度の承認申請特例.....	22
<b>3</b>	親法人の設立事業年度の翌事業年度の承認申請特例.....	22
<b>4</b>	設立事業年度等の承認申請特例の承認の手續及び効力.....	24
<b>5</b>	申請の却下.....	25
<b>3</b>	<b>納税主体等</b> .....	27
<b>1</b>	個別申告方式.....	27
<b>2</b>	連帯納付の責任.....	27
<b>4</b>	<b>事業年度</b> .....	28
<b>5</b>	<b>申告及び納付</b> .....	29
<b>1</b>	青色申告との関係.....	29
<b>2</b>	電子申告.....	31
<b>3</b>	通算税効果額の精算.....	32
<b>4</b>	申告期限の延長.....	37
<b>6</b>	<b>所得計算及び法人税額の計算</b> .....	41
<b>1</b>	損益通算.....	41
<b>2</b>	繰越欠損金の通算.....	54
<b>3</b>	税率.....	69
<b>4</b>	税額控除（概要）.....	74
<b>5</b>	中小法人等向け措置.....	75

<b>7</b>	修正があった場合の処理	82
<b>1</b>	遮断措置	82
<b>2</b>	遮断措置が適用される項目	82
<b>8</b>	開始・加入	86
<b>1</b>	みなし事業年度	86
<b>2</b>	時価評価資産の時価評価	90
<b>3</b>	欠損金・譲渡等損失の損金算入制限	103
<b>9</b>	離脱	120
<b>1</b>	承認の取消し・再加入制限	120
<b>2</b>	みなし事業年度	125
<b>3</b>	離脱時の時価評価	128
<b>4</b>	投資簿価修正	134
<b>10</b>	租税回避防止規定	139
<b>11</b>	その他（税務調査、質問検査権、所轄）	141
<b>1</b>	税務調査	141
<b>2</b>	質問検査権	141
<b>3</b>	所轄	142
<b>12</b>	地方税	143
<b>1</b>	住民税	143

2	事業税	145
13	税効果会計	147
1	税効果会計基準の基本的な考え方	147

## 第Ⅲ章 グループ調整計算(1) ～所得調整

1	受取配当等の益金不算入額	165
1	株式等の区分判定	166
2	関連法人株式等に係る負債利子控除額	167
3	遮断措置	169
4	基準日及び効力発生日の明確化	172
5	連結納税制度・単体納税制度との比較	172
2	外国子会社配当等の益金不算入	174
1	外国子会社配当等の益金不算入額の計算	174
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	176
3	寄附金の損金不算入	177
1	寄附金の損金不算入額の計算	177
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	178

④	交際費等の損金不算入	179
⑤	貸倒引当金	180
1	貸倒引当金の繰入限度額	180
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	181
⑥	資産の譲渡に係る特別控除額の特例	183
1	定額控除限度額	183
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	185
⑦	過大支払利子税制	186
1	対象純支払利子等の額の損金不算入額	186
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	188
3	適用関係・経過措置	189
⑧	利益・損失の二重計上の防止規定 (通算制度特有の規定)	191
1	通算子法人株式のグループ内の譲渡損益・評価損益の非計上	192
2	通算子法人株式の帳簿価額	196
3	通算制度の開始・加入に伴う離脱見込み法人株式の時価評価	197
4	実務のポイント	200

## 第IV章 グループ調整計算(2) ～税額調整

①	所得税額控除	204
1	所得税額控除額の計算	204
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	206
②	外国税額控除	208
1	外国税額控除額の計算	208
2	控除余裕額又は控除限度超過額の繰越し	214
3	修正があった場合	215
4	連結納税制度・単体納税制度との比較	221
③	試験研究費控除	222
1	試験研究費控除額の計算	222
2	修正があった場合	229
3	連結納税制度・単体納税制度との比較	238
④	特定同族会社の特別税率	240
1	特定同族会社の特別税率	240
2	経過措置	245
3	連結納税制度・単体納税制度との比較	245
⑤	欠損金の繰戻還付	247



<b>1</b>	欠損金の繰戻還付額の計算	247
<b>2</b>	経過措置	253
<b>3</b>	連結納税制度・単体納税制度との比較	253

## 第V章 グループ通算制度適用の有利不利判定

<b>1</b>	連結納税制度と通算制度の有利不利	258
<b>1</b>	単体納税の100%親法人に繰越欠損金がある場合 (連結納税の先行適用の有利不利)	258
設例 1	令和4年12月期から連結納税制度を適用する場合 / 260	
設例 2	令和4年12月期から連結納税制度を適用せずに令和5年12月期から通算制度を適用する場合 / 264	
<b>2</b>	連結納税への加入と通算制度への加入の有利不利	268
設例 3	加入法人が保有する時価評価資産に含み益がある場合 (含み益資産の売却予定なし) / 270	
設例 4	加入法人が保有する時価評価資産に含み損がある場合 (含み損資産の売却予定なし) / 272	
設例 5	加入法人が保有する時価評価資産に含み損がある場合 (含み損資産の売却予定あり) / 274	
設例 6	加入法人が保有する時価評価資産に含み損がある場合 (新規事業の開始及び含み損資産の売却予定あり) / 278	
<b>3</b>	連結納税からの離脱と通算制度からの離脱の有利不利	281

設例 7 ▶ 子法人株式を売却する場合（子会社が含み損益のある資産を有していない場合）／ 282

設例 8 ▶ 子法人株式を売却する場合（子会社が含み益のある資産を有している場合）／ 285

設例 9 ▶ 子法人株式を売却する場合（子会社が含み損のある資産を有している場合）／ 288

設例 10 ▶ 正のれんがある子法人株式を売却する場合／ 291

設例 11 ▶ 負のれんがある子法人株式を売却する場合／ 294

#### 4 中小連結親法人が通算制度に移行する場合の有利不利……297

設例 12 ▶ 法人税の軽減税率の適用／ 298

設例 13 ▶ 欠損金の繰越控除限度額の不適用／ 301

#### 5 特定同族会社に該当する連結親法人が通算制度に移行する場合の有利不利 …………… 303

設例 14 ▶ 特定同族会社の留保金課税の適用を受けている連結納税グループが通算制度に移行する場合（グループ内配当がある場合）／ 305

設例 15 ▶ 特定同族会社の留保金課税の適用を受けている連結納税グループが通算制度に移行する場合（グループ内に欠損法人がある場合）／ 308

#### 6 連結子法人の適格合併を行う場合の有利不利 …………… 310

設例 16 ▶ 連結子法人を吸収合併する場合（子会社株式の帳簿価額が簿価純資産よりも小さい場合）／ 314

設例 17 ▶ 連結子法人を吸収合併する場合（子会社株式の帳簿価額が簿価純資産よりも大きい場合）／ 317

#### 7 連結子法人を清算する場合の有利不利 …………… 320

設例 18 ▶ 連結子法人を清算する場合（残余財産の確定日が親法人の事業年度終了日以外の場合）／ 324

<b>2</b>	<b>単体納税制度と通算制度の有利不利</b> ……………	330
<b>1</b>	<b>グループ内に欠損金が発生する法人がある場合の有利不利</b> …	330
	設例 19 純粹持株会社が通算親法人となる場合 /	331
	設例 20  グループ内に欠損法人がある場合 /	333
<b>2</b>	<b>欠損金の期限切れが見込まれる子法人がある場合の有利不利</b> …	336
	設例 21  子法人の繰越欠損金の早期使用が見込まれる場合 /	337
	設例 22  子法人の繰越欠損金の控除限度額が少なくなる場合 /	339
<b>3</b>	<b>外国税額控除の有利不利</b> ……………	344
	設例 23  外国税額控除限度額が大きくなる場合 /	346
	設例 24  外国税額控除限度額が小さくなる場合 /	349
<b>4</b>	<b>試験研究費の税額控除の有利不利</b> ……………	351
	設例 25  税額控除上限額が大きくなる場合 /	353
	設例 26  税額控除上限額が小さくなる場合 /	355
	設例 27  税額控除割合が小さくなる場合 /	357
	設例 28  税額控除割合が大きくなる場合 /	359
<b>5</b>	<b>中小法人等の優遇措置の有利不利</b> ……………	361
	設例 29  グループ内に資本金の額が1億円を超える法人がある 場合 /	362
<b>6</b>	<b>特定同族会社の留保金課税の有利不利</b> ……………	364
	設例 30  通算グループの中に欠損法人がある場合 /	365
<b>7</b>	<b>通算グループへの加入に関する有利不利</b> ……………	367
	設例 31  完全子会社化を予定している子法人が含み益のある資 産を保有している場合（含み益資産の売却予定なし）	

- ／ 370
- 設例 32** 完全子会社化を予定している子法人が含み損のある資産を保有している場合（含み損資産の売却予定なし）  
／ 373
- 設例 33** 完全子会社化を予定している子法人が含み損のある資産を保有している場合（含み損資産の売却予定あり）  
／ 375
- 設例 34** 完全子会社化を予定している子法人が含み損のある資産を保有している場合（新規事業の開始及び含み損資産の売却予定あり）／ 379
- 8** 通算子法人となる法人の株式を譲渡する場合の有利不利… 382
- 設例 35** 通算子法人となる子法人の株式を譲渡する場合／ 384
- 9** 通算子法人となる法人の適格合併を行う場合の有利不利… 387
- 設例 36** 通算子法人となる子法人を吸収合併する場合（子会社株式の帳簿価額が簿価純資産よりも小さい場合）／ 393
- 設例 37** 通算子法人となる子法人を吸収合併する場合（子会社株式の帳簿価額が簿価純資産よりも大きい場合）／ 397
- 10** 通算子法人となる法人を清算する場合の有利不利…… 400
- 設例 38** 通算子法人となる子法人を清算する場合／ 406

# 凡 例

本書中、法令・通達の名称については、以下のとおり省略しております。

法令等の名称	本文中略語
法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）	法 法
法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）	法 令
法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）	法 規
租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）	措 法
租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）	措 令
租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）	措 規
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）	地 法
地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）	地 令
地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）	地法法
地方法人税法施行令（平成 26 年政令第 139 号）	地法令
国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）	通則法
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）	消 法
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	震災税特法
所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号）	令和 2 年改正法
所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）の一部改正（令和 3 年 3 月 31 日法律第 11 号第 19 条関係）	令和 4 年 4 月 1 日後……
法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年 6 月 26 日政令第 207 号）	令和 2 年 6 月 改正法令
法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 3 年 3 月 31 日政令第 130 号）	令和 4 年 4 月 1 日後……

法令等の名称	本文中略語
法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年6月30日財務省令第56号）	令和2年6月改正法規
法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年3月31日財務省令第33号）	令和4年4月1日後……
法人税基本通達（昭和44年5月1日付直審（法）25）	法基通
連結納税基本通達（平成15年2月28日付（課法2-3ほか））	連基通
グループ通算制度に関する取扱通達（令和2年9月30日付（課法2-33）ほか）	グ通通

\* 法令の表記

（例）租税特別措置法第69条の4第3項第1号

→ 措法69の4③一

\* 通達の表記

（例）法人税基本通達9-1-19

→ 法基通9-1-19

# 第 I 章

連結納税制度から  
グループ通算制度へ  
～抜本改正の背景

# 1 制度改正の趣旨・背景

平成14年に導入された連結納税制度は、平成22年の欠損金の持込制限の緩和等の改正を経て、日本の企業グループに広く浸透しているようにみえた。しかし制度自体複雑であり、税額計算・申告書作成に手間がかかりすぎるという批判があり、税制調査会において平成30年11月に第1回の「連結納税制度に関する専門家会合」が行われ、令和元年8月まで5回にわたり以下の視点から議論がなされた。

## 1 事務負担の軽減を図る観点からの簡素化

制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図ることで、企業グループの事務処理能力の差が制度の選択に与える影響を小さくし、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性を確保する。併せて、修正・更正事由が生じた場合の事務負担の軽減も図る。

## 2 経営形態の選択に対する中立性

複数の法人格を1つにする、あるいは特定の事業部門を分社する、また持株会社形態に移行するなど、企業のグループ経営は様々であるところ、経営形態の差により課税が異なることがないよう、経営



形態の選択に対して課税の中立性を確保する。

議論の結果は、「連結納税制度の見直しについて」として報告され、新たな仕組みである通算制度の方向性として、

#### 【現状の枠組みの継続】

- ① 損益通算を維持する。
- ② 対象法人は完全支配関係を要件とする。
- ③ 連結納税制度と同様に選択制とする。
- ④ 事業年度は親法人の事業年度に統一する。
- ⑤ 包括的な租税回避行為防止規定を維持する。
- ⑥ 連帯納付責任を維持する。

#### 【制度の簡素化】

- ⑦ 連結納税グループ全体を1つの納税主体として申告する方式から、各社が個別に申告する方式とする。
- ⑧ 修正申告、更正処分時の全体再計算を行わず、損益通算する額は当初申告額に固定する。
- ⑨ 税負担を不当に減少させることとなると認められるときは職権更正による全体再計算ができることとする。

#### 【中立性の確保、課税の適正化】

- ⑩ 通算制度の開始・加入時の時価評価課税、繰越欠損金の持込制限は組織再編税制との整合性を取る。
- ⑪ 親法人の通算制度適用前の繰越欠損金の控除を自己の所得に制限する。
- ⑫ グループ通算に持ち込まれる含み損益の利用制限、繰越欠損金の利用制限は組織再編税制との整合性を取る。

- ⑬ 資産の譲渡益と投資簿価修正と合わせた課税逃れを防止する。
- ⑭ 通算グループからの離脱時に時価評価を行う。

などの考え方が示された。

なお、グループ全体での調整計算が必要な項目は、制度の簡素化という点で検討がなされたが、特に研究開発税制、外国税額控除については、その税メリットにより連結納税制度を選択している企業グループも多く、企業グループ内での研究開発機能の集中、海外投資の親法人への集中といった企業経営の実態が考慮され、税制改正大綱では通算グループ全体での控除額計算が維持される一方で、修正申告、更正処分時の他の通算法人への影響は遮断されることとなった。

また、通算制度を適用しない企業グループとの中立性の観点から、グループ法人税制等の見直しがなされ、受取配当益金不算入における負債利子控除額（配当額の4%）及び株式区分の判定（完全支配関係があるグループ全体で判定）、寄附金の損金算入限度額（各法人が資本金及び資本準備金により計算）、過大支払利子税制（各法人が損金不算入額を計算）、貸倒引当金（完全支配関係法人間の金銭債権は対象外）、資産の譲渡に係る特別控除（定額控除限度額を完全支配関係があるグループ全体で5,000万円とする）が改正された。

その他、個別申告を前提とする通算制度では、連結納税制度における個別帰属額の考え方はないが、損益通算等の効果により減少する税負担額について通算法人間で金銭等の授受が行われることが想定されるところ、通算税効果額としての整理がなされ、連結納税制度における個別帰属額の精算と同様に、各通算法人の課税所得の計算上、益金不算入、損金不算入となることが手当てされている。

## 2 連結納税制度との比較

●図表 1 - 1

項目	連結納税制度	グループ通算制度	参照
適用法人	内国法人を通じた完全支配関係のみがある内国法人のグループ	基本的に同左（青色申告の取り消し後5年、取りやめ後1年を経過しないものを除く）	第Ⅱ章 1 適用法人
適用方法	承認申請による選択適用（原則として、最初の連結事業年度の開始日の3月前までに承認申請）	基本的に同左（親法人設立事業年度の翌事業年度から適用する場合の見直しあり）	第Ⅱ章 2 適用方法
納税主体	連結親法人（連結申告）	各通算法人（個別申告）	第Ⅱ章 3 納税主体等
連帯納付責任	連帯納付責任あり	同左	第Ⅱ章 3 納税主体等
事業年度	親法人の事業年度	同左	第Ⅱ章 4 事業年度
青色申告制度	青色申告の制度はない（青色申告とは別の制度）。	青色申告を前提とした制度となる。 ・グループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなされる。	第Ⅱ章 5 申告及び納付 ① 青色申告との関係

項目	連結納税制度	グループ通算制度	参照
青色申告制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認を取り消されたものとみなされる。</li> <li>・グループ通算制度の承認の却下事由に、青色申告の承認の却下事由と同様に帳簿書類の隠蔽・仮装その他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることが加えられる。</li> </ul>	
電子申告制度	<p>連結親法人の資本金の額が1億円超である場合には、e-Taxによる連結確定申告書及びその添付書類の電子申告が義務化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結親法人が連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出した場合には、連結子法人による個別帰属額等の届出書の提出は不要</li> </ul>	<p>適用法人は、法人税・地方法人税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及びその添付書類の電子申告が義務化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとされるほか、ダイレクト納付についても所要の措置が講じられる。</li> </ul>	<p>第II章 5 申告及び納付 2 電子申告</p>
中間申告	<p>前年実績による中間申告、仮決算による中間申告ともに、連結納税グループ全体で行う。</p>	<p>前年実績による中間申告は各通算法人で個別に行う。 仮決算による中間申告は通算グループ内のすべての法人が行わなければならない。</p>	<p>第II章 5 申告及び納付 2 電子申告</p>

項目	連結納税制度	グループ通算制度	参照
中間申告	住民税、事業税については仮決算による中間申告はできない。	同左	
法人税額の精算	個別帰属額の精算は任意 精算する金額は損金の額及び益金の額に算入しない。	個別申告が前提であり、税負担額の授受の規定はない。 授受する金額は損金の額及び益金の額に算入しない。	第Ⅱ章 5 申告及び納付 ③ 通算税効果額の精算
申告期限	親法人の申請により、原則 2 月の延長	同左	第Ⅱ章 5 申告及び納付 ④ 申告期限の延長
損益通算	連結納税グループ内の所得金額と欠損金額の合算	通算グループ内の欠損法人の欠損金額を所得法人に配分	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ① 損益通算
繰越欠損金の通算	控除限度額は連結所得金額の 50%相当額(連結親法人が中小法人等の場合は 100%) 特定連結欠損金と非特定連結欠損金の区分に応じ控除額を計算	控除限度額は通算グループ内の各法人の欠損金控除前の所得金額(損益通算後)の 50%相当額(中小法人等の場合は 100%)の合計額 控除方法は連結納税と同様	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ② 繰越欠損金の通算
税率	連結親法人の適用税率 ・中小法人の軽減税率の適用可否は連結親法人の資本金の金額により決定	通算グループ内の各法人の適用税率 ・通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合は、通算グループのすべての法人が中小法人に該当しない。	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ③ 税率

項目	連結納税制度	グループ通算制度	参照
税率		・中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額	
中小法人等向け措置	連結親法人が中小法人等であれば適用	通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者該当する場合は、すべての通算法人が適用除外	第II章 6 所得計算及び法人税額の計算 <b>5</b> 中小法人等向け措置
修正申告	連結納税グループ全体で行う。	各通算法人にて個別に行う（他の通算法人への影響を遮断）。	第II章 7 修正があった場合の処理
更正処分	連結納税グループ全体に対してなされる。	各通算法人に対して個別になされる（他の通算法人への影響を遮断）。	
加入時期の特例	完全支配関係を有することとなった日の翌月から	完全支配関係を有することとなった日の翌月又は翌事業年度から	第II章 8 開始・加入 <b>1</b> みなし事業年度
開始・加入時の時価評価課税	原則として、子法人の時価評価資産について時価評価 ・完全支配関係が5年超ある子法人や適格株式交換等により完全子会社化された子法人等は対象外	原則として、親法人・子法人の時価評価資産について時価評価 ・時価評価対象となる範囲が縮小され、完全支配関係の継続が見込まれる法人（開始時）、適格組織再編等と同様の要件を満たす法人等（加入時）は対象外	第II章 8 開始・加入 <b>2</b> 時価評価資産の時価評価

# 執筆者一覧

税理士 塩島一茂  
税理士 柳澤昌秀  
公認会計士 高田昂志  
公認会計士 發知謙次  
公認会計士 小柴 優  
税理士 藤井邦昌  
税理士 林 廉紘  
税理士 田中かおり  
足立憲彦  
税理士 佐藤利洋

## 【法人紹介】

### ▶ EY について

EY は、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

### ▶ EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](http://ey.com/ja_jp/people/ey-tax) をご覧ください。

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan 株式会社及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)